

## 2. 法及びガイドラインの遵守(ガイドライン第3条第1項)

[ガイドライン]

第3条 本ガイドラインの規定は、個人情報の適正な取扱いに関し、電気通信事業者の遵守すべき基本的事項を定めるものとして、解釈され、運用されるものとする。

(第3条第1項の解説)

(1) 本ガイドラインは、電気通信事業者に対する個人情報保護法の適用の基準を明らかにするとともに、通信の秘密に係る電気通信事業法第4条その他の関連規定を踏まえ、特に個人情報の適正な取扱いの厳格な実施を求められる電気通信事業者が、個人情報の取扱いに当たり遵守すべき基本的事項を明らかにするものである(第1項)。

電気通信事業者は、法、通信の秘密に係る電気通信事業法の規定その他の関連法令及びガイドラインの規定を遵守しなければならない。